

富山大学附属図書館医薬学図書館利用内規

平成 19 年 6 月 14 日制定

平成 22 年 4 月 1 日改正

平成 28 年 8 月 25 日改正

平成 30 年 3 月 15 日改正

令和 3 年 2 月 22 日改正

(趣旨)

第 1 条 この内規は、[富山大学附属図書館利用細則](#)（以下「細則」という。）第 20 条の規定に基づき、富山大学附属図書館医薬学図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第 2 条 休館日は、次のとおりとする。

- (1) 祝日（ただし祝日が日曜日にあたる場合は、振替休日）
- (2) 開学記念日（10 月 1 日）
- (3) 年末年始（12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで）
- (4) その他富山大学附属図書館医薬学図書館長（以下「館長」という。）が必要と認めた日

(開館時間)

第 3 条 開館時間は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午前 9 時から午後 8 時まで
- (2) 土曜日及び日曜日 午前 9 時から午後 5 時まで

2 前項に定める開館時間以外における特別利用については、別に定める。

(利用証)

第 4 条 細則第 2 条の利用者（以下「利用者」という。）は、利用登録の手続を経て、図書館利用証（以下「利用証」という。）の交付を受けることができる。

2 本学の役員及び職員については、職員証をもって利用証とする。ただし、職員証の交付を受けない者については、前項の規定によるものとする。

3 本学の学生については、学生証をもって利用証とする。ただし、学生証の交付を受けない者については、第 1 項の規定によるものとする。

4 利用証の扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 利用証は、原則として 1 人 1 枚の交付とする。
- (2) 利用証は、他人に転貸してはならない。転貸によって生じた事故の責任は、転貸者が負うものとする。
- (3) 細則第 2 条第 1 号又は第 2 号に規定する利用者がその身分を失ったとき、交付した利用証はその効力を失うものとする。
- (4) 細則第 2 条第 3 号に規定する利用者（以下「一般利用者」という。）に交付する利用証の有効期限は、1 年間とする。ただし、更新できるものとする。
- (5) 利用者は、図書館を利用しようとするときは、利用証を携帯し、館員の求めに応じ、提示又は提出するものとする。

(貸出冊数及び期間)

第 5 条 貸出冊数及び貸出期間は別表のとおりとする。

(貸出禁止資料)

第 6 条 次の資料は原則として貸出をしないものとする。

- (1) 貴重資料
- (2) 参考図書
- (3) 視聴覚資料（著作権処理済の資料を除く）
- (4) その他館長が指定した資料

2 前項の規定にかかわらず、館長が特に貸出を許可した資料は、所定の手続きを経て、貸出を受けることができる。

（特別貸出）

第7条 教育研究のため必要な資料のうち次に掲げるものは、特別貸出を受けることができる。

- (1) 講座、学科目および研究部門等（以下「講座等」という。）の経費により図書館が購入した資料
- (2) 館長が特に必要と認めた資料

2 前項により特別貸出を受けようとする講座等は、貸出責任者を定めた上で、所定の手続きを行わなければならない。

（特別貸出の貸出責任）

第8条 貸出責任者は、資料の保管の責任を負うとともに、館長が資料の点検を行うときは、これに応じるものとする。

2 貸出責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、資料を図書館に返却するものとする。

- (1) 講座等に備え付ける必要がなくなったとき
- (2) 貸出責任者が本学の職員でなくなったとき（ただし、後任者がいる場合は、所定の手続きを行うものとする。）
- (3) 館長が返却を求めたとき

3 貸出責任者は、他の利用者から申し出があった場合は、支障のない範囲において、これに応じるものとする。

（遵守事項）

第9条 利用者が遵守すべき事項及び違反時の対応については、別に定めるものとする。

（雑則）

第10条 この内規に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この細則は、平成 16 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 8 月 25 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第5条関係)

	図 書	雑 誌	視聴覚資料 (著作権処理済の資料)
職員,名誉教授	10冊以内	5冊以内	2点以内
	14日以内	3日以内	7日以内
大学院学生,研究生等	10冊以内	5冊以内	2点以内
	14日以内	3日以内	7日以内
学部学生	5冊以内	2冊以内	2点以内
	14日以内	3日以内	7日以内
一般利用者	5冊以内	2冊以内	
	14日以内	3日以内	

学部学生の春季,夏季及び冬季休業期間中に係る図書の貸出については,長期貸出を行うものとする。